

**平成 23 年度全国高等学校総合体育大会
八幡平市主催レスリング競技大会会場写真・ビデオ記録等の撮影許可に関する要項**

1 趣 旨

この要項は、平成 23 年度全国高等学校総合体育大会八幡平市主催レスリング競技大会会場（以下「会場」という。）での写真・ビデオ記録等の撮影及び販売の許可について、必要な事項を定めるものとする。

2 申請及び許可

- (1) 写真・ビデオ記録等の撮影及び販売を行おうとする者は、あらかじめ、平成 23 年度全国高等学校総合体育大会八幡平市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）及び(財)全国高等学校体育連盟（以下「全国高体連」という。）に申請し、それぞれの許可を受けるものとする。なお、全国高体連に提出する申請書には、市実行委員会からの許可書を添付すること。
- (2) 市実行委員会は、大会運営上不適当と認められる場合には、撮影及び販売を許可しないことがある。
- (3) 市実行委員会への申請については、撮影及び販売許可申請書（様式第 1 号）によるものとする。
- (4) 市実行委員会は、申請内容を審査し適当と判断した申請者に対し、撮影及び販売許可書（様式第 2 号）を交付するものとする。

3 留意事項

- (1) 許可を受けた撮影業者は、会場の受付で、必ず撮影及び販売許可書（様式第 2 号）またはその写し、及び社員証または本人が確認できるもの（撮影・販売業者から委託を受けている場合は、それを証明できるもの）を提示し、撮影許可の証となる撮影許可証（IDカード等）を受け取り、撮影中は常に携帯すること。
また、撮影終了後は、撮影許可証（IDカード等）を受付に返却すること。
- (2) 撮影にあたっては、大会運営等に支障がないよう、全国高体連、市実行委員会、弓道競技専門部及び会場の担当者の指示に従うこと。
また、撮影に際し、NHK等他の報道機関の撮影を妨げないこと。
なお、指示に従わない場合、あるいは、大会運営上必要な場合は、撮影及び販売を中止させることがある。
- (3) 肖像権には留意すること。また、対応は誠意をもって行うこと。
- (4) 公序良俗に反しないこと。
- (5) 競技者及び指導者規程を守ること。

4 出店

会場に出店して販売する場合については、市実行委員会が定める盛岡市売店等運営要項によるものとする。

5 その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。